



国土交通省 北陸地方整備局

富山河川国道事務所

Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料

令和7年5月23日

配布: 県政記者クラブ

扱い: 配布後解禁

特殊車両指導取締り結果

令和7年5月22日(木)14時～16時に朝日町の朝日道路ステーション
(富山県朝日町宮崎)にて、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、
特殊車両の指導取締りを実施しました。

取締り結果

取締り実施台数: 2台

うち、違反指導を行った台数: 0台

※取締りでは車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、
特殊車両通行許可証の内容を確認しています。

【特車取締り状況】



道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による
適正な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるように呼びかけてまいります。

お問い合わせ先

■道路管理第一課長 橋本 嘉雄 TEL: 076-443-4722 (直通)

FAX: 076-443-4723



パレットとやま

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所
TEL: 076-443-4701(代)(夜間・休日)

〒930-8537 富山市奥田新町2番1号

最新情報
はこちら

HP <https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

X(旧Twitter) https://x.com/mlit_toyama

YouTube https://youtube.com/@mlit_toyama

Instagram https://www.instagram.com/mlit_toyama



[事務所HP] [X(旧Twitter)] [YouTube] [Instagram]

X(旧Twitter)等の映像・画像は報道資料として使用可能です。使用においてはクレジット表記をお願いします。

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(高速自動車国道および重さ指定道路は25.0トン)
	軸量	10.0トン
	隣接軸量	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル



これらの制限値を一つでも超える車両は「通行許可」または「通行確認」が必要です!

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948



国土交通省

特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。



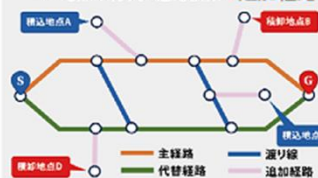
(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

／こんな場合に特におすすめ!／

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

→2地点双方2経路検索+追加経路



■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+追加経路



利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携帯に必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!